

令和5年第3回菊池市議会定例会は、8月30日から9月28日まで30日間開催されました。

今回の議会において、主だった議案は令和4年度一般会計歳入歳出決算認定および、令和5年度の一般会計補正予算です。

令和5年度の一般会計補正予算は、**3億5,600万円**が追加され、一般会計予算の総額は**280億1,000万円**になりました。

令和4年度一般会計歳入歳出決算認定は、不認定としましたが、賛成多数で認定となりました。

## 給水条例の一部改正条例が可決！

今回の改正は、毎月検針を隔月検針に変更する内容です。水道事業が厳しいとの理由で、年間700万円を削減するものです。

しかし、水道事業会計を見るかぎり健全な状態です。なぜこの時期に強引に条例改正をするのか、理解に苦しみます。

この条例改正案は、6月議会で否決（賛成:1、反対:18）されたにもかかわらず、今議会でも提出されました。内容は、隔月検針の**開始時期を2年遅らせた**だけで、内容は全く同じこと。2年遅らせる根拠も示されていません。

今、市はTSMC 関連需要として、住宅開発に取り組んでいます。給水人口は益々増えることが想定できます。しかし、市の試算では給水量は減少していくとのこと。やろうとしていることと、試算が矛盾していると考えます。

当面は、状況の変化を確認するべきであることから、この時期に条例の一部改正は**時期尚早**との理由から反対しましたが、**賛成:12、反対:7**で可決されました。

6月議会同様、今議会でも担当している経済建設常任委員会では否決となりましたが、本議会採決では、**11人も議員が賛成**に回り可決となったことには驚きました。否決からわずか1か月半の間に何があったのでしょうか？



## 令和4年度一般会計決算不認定の理由

国県所轄河川除草作業委託事業において、七城地区は、七城ふるさとコスモス祭り実行委員会が、1,665万700円で受託しています。

令和3年12月27日の七城河川草刈り・コスモス植栽の土木課長決済の報告書には、土木課としては、七城ふるさとコスモス祭り実行委員会に河川管理を委託しても構わない。ただし、**単独随意契約**となると実行委員会を選定した明確な理由が必要となるため、さまざまな団体が入った「**非営利団体**」であることが条件であるとのことでした。

今回の反対理由として、「非営利団体」が条件であるにも関わらず、七城ふるさとコスモス祭り実行委員会の決算書には、**284万974円の利益**が出ています。この利益が令和5年に繰り越されることもなく、市に返還されることもなく、消えています。このお金は国から委託された税金です。

もちろん、**適正な入札で委託したのであれば、利益を出すことも企業努力であり、問題はない**と思いますが、単独随意契約で「非営利団体」に委託して、利益を出したにも関わらず、市としては関与しないのには納得がいきません。

また、令和4年度末の一般会計における債権調書では、前年度からの滞納繰越額から、約3,300万円ほど改善していますが、その内、**約2,000万円は不納欠損**として処理されていますので、実質の回収は約1,300万円です。

私が所属している経済建設委員会に関係するものでは、**住宅使用料の5,493,440円が不納欠損額**として計上されています。その理由を執行部に求めると、行方不明や死亡等で回収が困難であり、死亡の場合ほとんどが相続放棄との回答でした。前年度も、住宅使用料の不納欠損について、連帯保証人を立てているのかとの問いに、今は連帯保証人を立てていると執行部は回答したにも関わらず、債権回収に関する意識や、改善がされていないと判断せざるを得ません。

このような理由から、令和4年度一般会計歳入歳出決算書は未認定としました。

\*注1) 債権調書(さいけんちょうしょ) ⇨ 「債権」とは、特定の人に特定の行為や給付を請求できる権利のことです。

\*注2) 不納欠損(ふのうけっそん) ⇨ 歳入徴収額を測定したものの対象となる企業などの相手から何かしらの理由で徴収が行えず、将来的にも徴収することができないと判断して地方自治体はその徴収を諦めることです。

# 市政通信

菊池市政に民間企業での経験と、市議会議員としての4年間の経験で意思決定・政策のチェックの場に、培った視点を活かします

令和5年6月・9月議会 合併号 vol.16

## 福島ひでのり

第32回 全国市町村交流レガッタ 下諏訪大会  
長野県の諏訪湖で開催されました。

菊池市からは、女子160歳以上の部に、「チーム☆カップ」、男子160歳以上の部に、「菊池市スポーツ推進委員おっさんがクルー」、そして議会議員の部に、われら菊池市議チーム「きくちドラゴンズ」が挑戦しました。

結果はともあれ、事故もなく無事に終わることができました！



## 菊池市議会有志で、台湾を訪問しました！

心配していた台風14号は、台湾北部ではなく約400km離れた南部を通過したおかげで、無事日程を終えることができました。

まず、菊池市と友好都市を結んでいる宜蘭市の市役所を訪問し、その後のレセプションでは、陳美玲市長を始め、市議会や職員のみなさんと交流を深めることができました。

次に、TSMCを中心としたサイエンスパークがある新竹市と隣接した、今後発展が期待できる宝山郷(町)を表敬訪問し、邱振イ(王へんに葦)郷長から、宝山郷の歴史や、今後の方針について説明を受け、質疑応答にも真摯に答えていただきました。

熊本訪問の際は菊池市にも来ていただけたとのことでしたので、しっかりと菊池市の良さをアピールしたいと思います。



福島ひでのり.com



もしくは、右のQRコードを読み取って、ホームページやLineにアクセスしてください。

連絡先

〒861-1357 熊本県菊池市七城町高田 640-1

TEL: 090-5288-2466 (携帯)

e-mail: kenfuku2001@yahoo.co.jp

発行者: 菊池市議会議員 福島 英徳

# 市民の声を市政に活かす、一般質問

## 家庭ごみについて

**福島：**家庭用ごみの収集は委託されていると思いますが、合併する前の焼却施設である、環境保全組合への負担金について教えてください。

**市民環境部長：**負担金額としては、令和4年度は2億6,103万6,000円となっている。

**福島：**この負担金の内訳は、10%が均等割、90%が利用割だったと記憶しています。その利用割には重量が含まれているはずで、この重量による金額差は大きいと思いますが、負担元としては、その重量に対してどのような考えなのかお聞かせください。

**市民環境部長：**ごみを処理する費用は、ごみの重さに比例してごみの量が増えれば増えるほど、処理するために必要な費用がかかる。議員ご指摘のように、ごみの重さは負担金に深い関りがあるものと認識している。よって、ごみが減ることで負担金の削減につながると考えている。

**福島：**私もそのとおりで、この家庭ごみの中でも、特に生ごみを極力減らすことによって、菊池環境保全組合への負担金は減り、ごみステーション等の掃除も軽減され、衛生的にも良くなり、軽くなることで、高齢者の方でもごみを出す労力が大幅に軽減されるものと考えています。

そこで、その浮いた負担金を生ごみ処理機購入の助成に回すことで、大きな相乗効果が生まれるものだと考えます。現状、生ごみ処理機購入に対して、菊池市は3分の1の助成率で、上限が2万円。助成率、助成金額ともに県内14市において14番目の低さです。ちなみに、県内14市の中で力を入れているのが天草市で、本年度から助成率が4分の3、助成金額の上限は7万円に引き上げられました。この助成率と助成金額であれば、いろんなタイプの生ごみ処理機の利用が可能になり、普及が広まると私は考えます。

そこで、もっと助成率や助成金額の上限を上げて、本気で生ごみを減らすための取組みが大事だと思いますが、市長にその考えがあるのかをお聞きします。

**市長：**生ごみの約8割は水分であるとも言われており、生ごみ処理機を活用することで、生ごみの減量にもつながるし、ひいては、ごみの燃焼効率も上がり、少ないエネルギーでごみ処理が可能となる。特に昨今の環境意識の高まり、コストの高まりを踏まえて、生ごみ量の削減に関して、ごみ処理機の助成について見直しに着手していたところであり、



クリーンの森合志（ごみ焼却施設）

近隣の各市にそんな色のない形には検討していきたいと考えている。

## 住宅開発について

**福島：**今回の質問の趣旨としましては、台湾T S M Cの菊陽町進出を受けて、市長はビッグチャンスであるとの認識を持たれていますし、このビッグチャンスを目の前にして市は、住宅開発を積極的に行うとのことでした。

そこで、住宅開発において、市はどのような取組を行っているのかをお尋ねします。

**建設部長：**宅地開発につきましては、規模の大きなものについては、開発可能土地調査業務、いわゆるゾーニングにより開発を誘導する施策を進めている。また、比較的規模の小さなものについては、即効性の高い施策として民間宅地開発補助金制度を設けて、宅地開発の支援を進めている。

現在の作業状況については、今後、何戸の戸数等について、いつまで仕上げるというのは、まだ今後の検討段階という形になる。

**福島：**積極的と言われているにもかかわらず、まだまだ漠然としているようですね。そういった目標を掲げる程度では、周りのスピードについていけないと忠告しておきます。

私は、住宅開発を一つの大きな事業として捉え、事業計画をきちんと立てるべきだと考えます。いや、立てるべきです。事業の目標達成を目指して作成する具体的な行動計画として、1年から5年など、比較的近い将来までの目標や戦略などを記すべきだと考えます。

それでは、話を戻しまして、検討されている住宅開発候補地のインフラ整備は整っているのか、お答えください。整っていないのであれば、いつまでに整備するのか、それとも、整備する考えはないのかをお聞かせください。

**建設部長：**インフラの整備については、開発を検討している場所によって状況が異なるが、今回のゾーニングにより、公共によるインフラ整備が必要と判断される場所については、開発業者が整備を行う際に、支援する方向で検討をしていきたいと考えている。

**福島：**やはり行政としては、このインフラ整備というのは非常に重要なことだと私は考えます。

それでは、住宅開発の計画、計画がなければ目標でも構いません。これに対する進捗状況をもう一度お示しください。

**建設部長：**ゾーニングについてですが、現在の進捗状況としては、候補地の選定作業はおおむね順調に進んでいる。

**福島：**おおむね順調という答弁をいただきました。計画がきちんと見えてないということもありますが、今の段階では答えられないことというのも多々あると思いますので、これはこれとして承知しておきます。

次に、現在、市が保有、指定管理も含めて、管理している住宅のうち、1世帯も入居されていない住宅は何か所ありますか。

**建設部長：**現在、誰も入居していない団地については、七城地区の林原団地と元村団地の2団地。

**福島：**林原住宅に関しては、雑草が生い茂っており、外からは住宅を見ることもできない状況で、市民の方からも、誰かが住宅に侵入しているようだとの情報もあり、七城支所に草刈りと出入口のロープ設置をお願いした次第です。

入居者がいなくなって1年以上が経過しても、何の活用もされない、管理も行き届いていない状態の市営住宅を放置しておくことが、行政としてあるべき姿でしょうか。入居者がいなくて、管理が行き届かない場所は犯罪の温床にもなりかねません。

入居者がいない市営住宅、今回の場合は林原住宅と元村住宅、今後、どのように有効活用するのか、計画をお示しください。

**建設部長：**林原団地の用途廃止後、廃止決定後については、企業などからの希望があれば、現況の建物のまま売却ということも検討していきたいと考えている。また、元村団地の用途廃止決定後については、リバーサイドパークと隣接をしているため、関係部署と協議の上、今後の方向性を決定したいと考えている。

**福島：**市長にお尋ねいたします。市がインフラを整えれば、不動産会社は間違いなく動くと思います。民間への売却を含め、有効活用できそうなところを市長は把握されているでしょうか。

**市長：**先ほどの林原団地の件については、令和7年、8年をめどに、処分の方で考えていたが、思いのほか、その計画が早く進んだ。

用途廃止をして遊休施設となった市営住宅等については、可能な限り住宅開発への誘導を念頭に民間への売却等により、有効活用を図りたい。

**福島：**林原住宅はもう1年以上も放置された状態です。計画が早く進んだのであれば、状況の変化に応じて、スピード感を持って対応されるべきだと私は思います。



林原住宅（七城）